

市場機能の向上のための売買制度の見直しに伴う
業務規程施行規則等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	1
2. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	8

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																																		
<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 規程第12条第5項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、本所がその都度定める。</p> <p>(削る)</p>	<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 規程第12条第5項に規定する本所が定める値幅は、次の基準値段の区分に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、本所がその都度定める。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th align="left">基準値段</th> <th align="left">値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>200円未満のもの</u></td> <td><u>上下 5円</u></td> </tr> <tr> <td><u>200円 500円</u></td> <td><u>〃 8円</u></td> </tr> <tr> <td><u>以上 未満のもの</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>の</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>500円 700円</u></td> <td><u>〃 10円</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>700円 1,000円</u></td> <td><u>〃 15円</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,000円 1,500円</u></td> <td><u>〃 30円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,500円 2,000円</u></td> <td><u>〃 40円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>2,000円 3,000円</u></td> <td><u>〃 50円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>3,000円 5,000円</u></td> <td><u>〃 70円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>5,000円 7,000円</u></td> <td><u>〃 100円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>7,000円 1万円</u></td> <td><u>〃 〃 150円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1万円</u></td> <td><u>〃 〃 〃 300円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>〃 〃 〃 〃 〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>15,000円</u></td> <td><u>〃 〃 〃 〃 〃 400円</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	値幅	<u>200円未満のもの</u>	<u>上下 5円</u>	<u>200円 500円</u>	<u>〃 8円</u>	<u>以上 未満のもの</u>		<u>の</u>		<u>500円 700円</u>	<u>〃 10円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>700円 1,000円</u>	<u>〃 15円</u>	<u>〃</u>	<u>円〃</u>	<u>1,000円 1,500円</u>	<u>〃 30円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>1,500円 2,000円</u>	<u>〃 40円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>2,000円 3,000円</u>	<u>〃 50円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>3,000円 5,000円</u>	<u>〃 70円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>5,000円 7,000円</u>	<u>〃 100円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>7,000円 1万円</u>	<u>〃 〃 150円</u>	<u>円〃</u>		<u>1万円</u>	<u>〃 〃 〃 300円</u>		<u>〃 〃 〃 〃 〃</u>	<u>15,000円</u>	<u>〃 〃 〃 〃 〃 400円</u>	<u>〃</u>	
基準値段	値幅																																																		
<u>200円未満のもの</u>	<u>上下 5円</u>																																																		
<u>200円 500円</u>	<u>〃 8円</u>																																																		
<u>以上 未満のもの</u>																																																			
<u>の</u>																																																			
<u>500円 700円</u>	<u>〃 10円</u>																																																		
<u>〃</u>	<u>〃</u>																																																		
<u>700円 1,000円</u>	<u>〃 15円</u>																																																		
<u>〃</u>	<u>円〃</u>																																																		
<u>1,000円 1,500円</u>	<u>〃 30円</u>																																																		
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																																		
<u>1,500円 2,000円</u>	<u>〃 40円</u>																																																		
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																																		
<u>2,000円 3,000円</u>	<u>〃 50円</u>																																																		
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																																		
<u>3,000円 5,000円</u>	<u>〃 70円</u>																																																		
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																																		
<u>5,000円 7,000円</u>	<u>〃 100円</u>																																																		
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																																		
<u>7,000円 1万円</u>	<u>〃 〃 150円</u>																																																		
<u>円〃</u>																																																			
<u>1万円</u>	<u>〃 〃 〃 300円</u>																																																		
	<u>〃 〃 〃 〃 〃</u>																																																		
<u>15,000円</u>	<u>〃 〃 〃 〃 〃 400円</u>																																																		
<u>〃</u>																																																			

<u>2万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>500円</u>
<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>700円</u>
<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1,000円</u>
<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1,500円</u>
<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>3,000円</u>
<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>4,000円</u>
<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>5,000円</u>
<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>7,000円</u>
<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>
<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>15,000円</u>
<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>
<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>4万円</u>
<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>
<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>
<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>
<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>
<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>
<u>1,500万円</u>	<u>〃</u>	<u>2,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>40万円</u>
<u>2,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>3,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>50万円</u>
<u>3,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>5,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>70万円</u>

(1) 午前立会終了時の場合

基準値段		値幅	
200円未満のもの		上下	5円
200円	500円	〃	8円
以上	未満のもの		
	の		
500円	700円	〃	10円
〃	〃		
700円	1,000円	〃	15円
〃	〃		
1,000円	1,500円	〃	30円
〃	〃		
1,500円	2,000円	〃	40円
〃	〃		
2,000円	3,000円	〃	50円
〃	〃		
3,000円	5,000円	〃	70円
〃	〃		
5,000円	7,000円	〃	100円
〃	〃		
7,000円	1万円	〃	150円
〃	〃		
1万円	15,000円	〃	300円
	〃		
15,000円	2万円	〃	400円
〃	〃		
2万円	3万円	〃	500円
〃	〃		
3万円	5万円	〃	700円
〃	〃		
5万円	7万円	〃	1,000円
7万円	10万円	〃	1,500円
	〃		
10万円	15万円	〃	3,000円
〃	〃		
15万円	20万円	〃	4,000円

5,000
万円以上の
とき
(新設) 100万
円

<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>
<u>2 0 万 円</u>	<u>3 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>5, 0 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>
<u>3 0 万 円</u>	<u>5 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>7, 0 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>
<u>5 0 万 円</u>	<u>7 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>1 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>7 0 万 円</u>	<u>1 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>1 5, 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>0 円</u>
<u>1 0 0 万 円</u>	<u>1 5 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>3 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>1 5 0 万 円</u>	<u>2 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>4 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>2 0 0 万 円</u>	<u>3 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>5 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>3 0 0 万 円</u>	<u>5 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>7 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>5 0 0 万 円</u>	<u>7 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>1 0 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>7 0 0 万 円</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>1 5 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>万 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>1, 0 0 0</u>	<u>1, 5 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>3 0 万 円</u>
<u>万 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>1, 5 0 0</u>	<u>2, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>4 0 万 円</u>
<u>万 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>2, 0 0 0</u>	<u>3, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>5 0 万 円</u>
<u>万 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>3, 0 0 0</u>	<u>5, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>7 0 万 円</u>
<u>万 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>5, 0 0 0</u>			<u>1 0 0 万</u>
<u>万 円以上</u>			<u>円</u>
<u>と き</u>			

(2) 午後立会終了時の場合

<u>基準値段</u>	<u>値幅</u>	
<u>2 0 0 円未満のもの</u>	<u>上下</u>	<u>1 0 円</u>
<u>2 0 0 円</u>	<u>5 0 0 円</u>	<u>〃</u>
<u>以上</u>	<u>未満のもの</u>	<u>〃</u>
	<u>の</u>	

(新設)

<u>5 0 0 円</u>	<u>7 0 0 円</u>	<u>〃</u>	<u>2 0 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>7 0 0 円</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>3 0 円</u>
<u>〃</u>	<u>円</u>		
<u>1, 0 0 0</u>	<u>1, 5 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>6 0 円</u>
<u>円</u>	<u>円</u>		
<u>1, 5 0 0</u>	<u>2, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>8 0 円</u>
<u>円</u>	<u>円</u>		
<u>2, 0 0 0</u>	<u>3, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>1 0 0 円</u>
<u>円</u>	<u>円</u>		
<u>3, 0 0 0</u>	<u>5, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>1 4 0 円</u>
<u>円</u>	<u>円</u>		
<u>5, 0 0 0</u>	<u>7, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>2 0 0 円</u>
<u>円</u>	<u>円</u>		
<u>7, 0 0 0</u>	<u>1万円</u>	<u>〃</u>	<u>3 0 0 円</u>
<u>円</u>			
<u>1万円</u>	<u>15, 00</u>	<u>〃</u>	<u>6 0 0 円</u>
	<u>0円</u>		
<u>15, 00</u>	<u>2万円</u>	<u>〃</u>	<u>8 0 0 円</u>
<u>0円</u>			
<u>2万円</u>	<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>1, 0 0 0</u>
			<u>円</u>
<u>3万円</u>	<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>1, 4 0 0</u>
			<u>円</u>
<u>5万円</u>	<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>2, 0 0 0</u>
			<u>円</u>
<u>7万円</u>	<u>1 0 万円</u>	<u>〃</u>	<u>3, 0 0 0</u>
	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>1 0 万円</u>	<u>1 5 万円</u>	<u>〃</u>	<u>6, 0 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>1 5 万円</u>	<u>2 0 万円</u>	<u>〃</u>	<u>8, 0 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>2 0 万円</u>	<u>3 0 万円</u>	<u>〃</u>	<u>1 万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>3 0 万円</u>	<u>5 0 万円</u>	<u>〃</u>	<u>1 4, 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>0 円</u>
<u>5 0 万円</u>	<u>7 0 万円</u>	<u>〃</u>	<u>2 万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		

<u>70万円</u>	<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>100万円</u>	<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>6万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>150万円</u>	<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>8万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>200万円</u>	<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>300万円</u>	<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>14万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>500万円</u>	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>20万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>700万円</u>	<u>1,000</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>
<u>〃</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	
<u>1,000</u>	<u>1,500</u>	<u>〃</u>	<u>60万円</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	
<u>1,500</u>	<u>2,000</u>	<u>〃</u>	<u>80万円</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	
<u>2,000</u>	<u>3,000</u>	<u>〃</u>	<u>100万</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>
<u>3,000</u>	<u>5,000</u>	<u>〃</u>	<u>140万</u>
<u>万円</u>	<u>万円</u>	<u>〃</u>	<u>円</u>
<u>5,000</u>			<u>200万</u>
<u>万円以上の</u>			<u>円</u>
<u>とき</u>			

(売買管理上適当でないと認める場合)

第24条の3 規程第30条第1項に規定する本所が売買管理上適当でないと認める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1) (略)

(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項(投資信託受益証券及び投資証券にあっては、これらに準ずる事項)について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)に基づき開示を行った日から5

(売買管理上適当でないと認める場合)

第24条の3 規程第30条第1項に規定する本所が売買管理上適当でないと認める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1) (略)

(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項(投資信託受益証券及び投資証券にあっては、これらに準ずる事項)について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)に基づき開示を行った日から1

日を経過していない場合
(3)・(4) (略)

0日を経過をしていない場合
(3)・(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年11月5日から施行する。ただし、第24条の3第1項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年11月5日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>削除</u></p>	<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。))に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。)</u>をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2に</p>

(4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(有価証券上場規程に関する取扱い要領14.の2(1)aに定める状態をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。

(5)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.

(1)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.

(1)aの(b)、(c)及び(e)並びに同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1)aの(e)、(f)及び同取扱い2.(1)dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日(有価証券報告書に記載される大株主の状況又

より掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)のいずれか低い金額をいう。)をいうものとする。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(4) その発行者の直前連結会計年度の末日における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない会社である場合を除く。)及び直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。)がいずれも負でない銘柄であるとき。

(5)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.

(6)a、b、dからi及びkの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.

(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)

は大口出資者の状況に係る基準日をいう。以下同じ。)である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項第1号若しくは第3号又は第6条第4項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b、第4号、第7号及び第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b及び第4号から第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品

a、b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6)a、b、fからi及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1)aの(e)、(f)及び同取扱い2.

(1)dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日(有価証券報告書に記載される大株主の状況又は大口出資者の状況に係る基準日をいう。以下同じ。)である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項第1号若しくは第3号又は第6条第4項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b、第7号及び第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b及び第5号から第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品

取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査においては、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、同項第4号から第9号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、同項第1号及び第5号から第9号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

8・9 (略)

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 削除

(4) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄以外の銘柄であるとき。この場合において、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「不動産投信特例取扱い」)

取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査においては、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、同項第5号から第9号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、同項第1号及び第5号から第9号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

8・9 (略)

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)第51条第1項により記載される「当期純利益金額」を、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第53条第1項により記載される「当期純利益金額」が計上されている銘柄であるとき。

(4) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における資産総額が50億円以上、純資産総額が10億円以上である銘柄であるとき。この場合において、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下

という。) 3. (1) の規定は、純資産総額の算定について準用する。

(5) ~ (9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 及び同 d の規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場廃止基準の取扱い1.

(5) b の規定は前項第4号に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 及び同 d の規定中「流通株式数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) d 中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) d 中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1. (5) b 中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「不動

「不動産投信特例取扱い」という。) 3. (1) の規定は、資産総額及び純資産総額の算定について準用する。

(5) ~ (9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 及び同 d の規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.

(6) d の規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1. (5) b の規定は前項第4号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 及び同 d の規定中「流通株式数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) d 中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) a の (e) 中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.

(1) d 中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1. (5) b 中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「不動

産投信特例」という。)第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券(同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号、第4号及び第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人(本所に上場している投資証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資証券をいう。)の発行者である投資法人をいう。以下同じ。)が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号及び第4号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 (略)

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である内国株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 削除

(6) 削除

(7) ~ (12) (略)

産投信特例」という。)第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券(同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号及び第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人(本所に上場している投資証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資証券をいう。)の発行者である投資法人をいう。以下同じ。)が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号及び第5号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 (略)

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である内国株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) その発行者の直前2事業年度における利益の額がいずれも正である銘柄であるとき。

(6) その発行者の純資産の額が第2条第1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(7) ~ (12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)、(f)、及び同dの規定は、前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)並びに同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1) aの(e)、(f)及び同取扱い2.(1) dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項第1号若しくは第3号又は第6条第4項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)、(f)、及び同dの規定は、前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) a、b、dからi及びkの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第6号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6) a、b、fからi及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1) aの(e)、(f)及び同取扱い2.(1) dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項第1号若しくは第3号又は第6条第4項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄

である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第4号並びにこの条第1項第3号b、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第4号並びにこの条第1項第3号b、第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 次のaからcまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a・b (略)

(削る)

c a 及び前 b に掲げる銘柄以外の銘柄

である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第7号、第8号及び第10号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからdまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a・b (略)

c Q-B o a r dに上場される又は上場された銘柄

第1項第2号、第3号及び第5号から第12号までの各号

d a から前 c までに掲げる銘柄以外の銘柄

第1項第2号、第3号及び第7号から第1
2号までの各号

(3) (略)

9・10 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)
第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託
証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄
に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に
選定するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 削除

(6) 削除

(7)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)
及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受
益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主
が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投
資主数について、それぞれ準用する。この場合
において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの
(e)及び同dの規定中「流通株式数」とあるの
は「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大
口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主
数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新
規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託
証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.

(1)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者
又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.

(1)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又
は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.

(1)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権
又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.

(1)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託
証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、
「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信
託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあ

第1項第2号、第3号及び第7号から第1
2号までの各号

(3) (略)

9・10 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)
第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託
証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄
に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に
選定するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第2条の2第1項第3号に適合する銘柄
であるとき。

(6) 資産総額及び純資産総額が第2条の2第
1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(7)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)
及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受
益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主
が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投
資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.
(6)dの規定は前項第5号に規定する利益の額
について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)b

の規定は前項第6号に規定する資産総額及び純
資産総額について、それぞれ準用する。この場合

において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)a
の(e)及び同dの規定中「流通株式数」とある
のは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は
大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株
主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、

「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資
信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱
い2.(1)aの(e)中「株主」とあるのは「受
益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い
2.(1)d中「株式数」とあるのは「受益権口数
又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い
2.(1)aの(e)中「株式」とあるのは「受益
権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.

るのは「受益券又は投資口の分布状況」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投信特例第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券(同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条の2第1項第4号並びにこの条第1項第2号、第11号及び第12号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

5 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条の2第1項第4号並びにこの条第1項第2号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(1) d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)b中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投信特例第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券(同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第11号及び第12号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

5 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

(選定の時期)

第4条 第2条及び第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日(不動産投資信託証券にあっては、計算期間又は営業期間の末日)を含む月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して6日目(休業日を除外する。)の日

(4)～(8) (略)

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して8か月目の月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)まで、第2項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日(応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。)までの間に、第2項第6号及び第7号の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄である内国株券の選定取消基準)

(2) 第1項第2号、第3号、第5号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

(選定の時期)

第4条 第2条及び第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日(不動産投資信託証券にあっては、計算期間又は営業期間の末日)を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して11日目(休業日を除外する。)の日

(4)～(8) (略)

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)まで、第2項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日(応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。)までの間に、第2項第6号及び第7号の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄である内国株券の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄である内国株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第5条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄である内国株券の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄であり、かつ、貸借銘柄である内国株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

第5条 制度信用銘柄である内国株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第5条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄である内国株券の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄であり、かつ、貸借銘柄である内国株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。

(3)・(4) (略)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第2号a又は第2号の2若しくは第4号、第5条の2第1項第1号又は第2号の2若しくは第4号、第6条第1項第2号a又は第2号の2若しくは第4号又は第6条の2第1項第1号又は第2号の2若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2・3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第4号及び第2条の2第1項第4号
有価証券報告書等

(3) (略)

(本所が定める上場の態様)

第10条 規程第15条に規定する本所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券又は投資証券が第2条第4項又は第2条の2第4項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(3) 株券又は投資証券が第2条第6項又は第

(新設)

(3)・(4) (略)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第2号a若しくは第4号、第5条の2第1項第1号若しくは第4号、第6条第1項第2号a若しくは第4号又は第6条の2第1項第1号若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2・3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第3号及び第4号、第2条の2第1項第3号及び第4号、第3条第1項第5号及び第6号並びに第3条の2第1項第5号及び第6号
有価証券報告書等

(3) (略)

(本所が定める上場の態様)

第10条 規程第15条に規定する本所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券又は投資証券が第2条第4項又は第2条の2第5項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(3) 株券又は投資証券が第2条第6項又は第

2条の2第5項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

2条の2第6項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

付 則

- 1 この改正規定は平成31年4月1日から施行し、平成30年11月30日以前を事業年度、計算期間若しくは営業期間の末日を審査対象日とする内国株券又は不動産投資信託証券にかかる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 改正後の第4条第2項第3号の規定は、平成31年4月1日以後に上場する銘柄から適用する。